

2003年の環境問題の動向

地域社会から始まる 持続可能な社会への変革

平成15年版の環境白書は、そのテーマを「地域社会から始まる持続可能な社会への変革」とし、地球環境問題の解決にも足元からの努力が必要であることを再確認しました。

2003年は、大規模な国際的イベントという点では地味な年でありましたが、国内の動きは着実に持続可能な社会形成に動きつつあります。本稿では、2003年の制度の動きを中心に注目される点をとりとめました。

広がる足元からの動き

環境と経済の好循環

6月に環境省より「環境と経済の好循環を目指して」という報告が出され、環境と経済がうまくかみ合って双方とも伸びてゆく好循環を目指すとの考えが提起されました。これを支えるのが地域の足元からの教育、民間活動、パートナーシップを総合した「地域環境力」であるとの発想です。今後、環境ビジネスもこうした方向で位置づけられそうです。これは、先にOECDがまとめた日本の環境政策への提言とも一致しています。

環境保全教育法

7月に成立しました法律で、内容は正式名称の「環境の保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律」に簡潔に表現されています。環境保全活動や環境活動の基本的なよりどころが出来たと考えられます。

循環型社会と廃棄物関係

循環型社会の基本計画

平成12年に成立した循環型社会形成推進基本法は、大量生産、大量消費、大量廃棄というワンウェイ社会を見直し、「循環資源」の再使用、再生利用、熱回収を最大限に行い「循環型社会＝天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会」を目指しています。そのため、政府は循環型社会基本計画を定め、法律の理念と個別の施策の橋渡として、施策の総合性と計画性の中心的役割を期待しています。

14年3月に、基本法に基づく「循環型社会基本計画」が国会に報告されました。注目される目標数値は次のようなものがあります。

- ・一般廃棄物:排出量20%減
- ・産業廃棄物:最終処分量75%減
- ・循環社会ビジネス市場規模:雇用;2倍

廃棄物の不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄は、ここ数年千件を超える数で推移し、都道府県知事は回復命令を出すことが可能です。しかし、代執行をしても原因者に負担能力がない場合などが目立ち、何らかの資金面での公的関与が必要となってきました。平成10年6月以降の不法投棄事案については、適正処理推進センターの基金(産業界の拠出と国の補助)で、都道府県の原状回復事業への資金協力が可能となっていますが、それ以前の不法投棄については、なかなか事業が進んでいないのが現状でした。

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が15年6月に成立しました。この特別措置法により、10年間の時限立法で、基本計画(環境大臣)、実施計画(都道府県知事等)に基づき事業費用の国庫補助と、地方債起債の特例が認められる制度が整いました。社会不安を起こしている青森・岩手などの事案(82万立方メートル、委託した排出事業者は全国1万社といわれ、地域の問題のみならず全国的問題と認識された)に対して措置が可能となります。

有害物質の環境リスク

有害物質の生態影響試験の導入(化学物質審査規制法の改正等)

化学物質審査規制法については、前号に解説を載せました。生態影響(動植物への影響)や高次補食動物への影響を考慮して、規制の範囲が広がるのがポイントです。

生態系保護のリスク管理は、このほかに農薬の生態影響評価の見直し、水質の環境基準の設定がなされようとしています。水質の環境基準については、有機物質(ホルムア

ルデヒド、アニリン等6項目)、金属(カドミウム、亜鉛の2項目)が対象になっています。

環境測定の精度管理

改正計量法が完全施行され、2003年4月よりダイオキシン等の極微量物質測定には特定計量証明事業者名の認定(MLAP)が必要となりました。また、今後は、標準物質トレーサビリティについての検討も進展すると考えられています。

EUの有害物質規制指令 (RoHS)

最近採択されたEUの指令(域内で加盟国に法的拘束力をもつ)で、2006年より家電製品等への有害物質(重金属、臭素系難燃剤など)を含まないことを確認する制度です。なお、蛍光管中の水銀、CRT中の鉛などの一定量以下使用は例外と規定されています。日本からEU諸外国への輸出品も規制の対象となります。

VOC(揮発性炭化水素)対策

大気中のVOCは、光化学反応によりNO_xと反応して、オキシダント(光化学スモッグの原因物質)やSPMを生成します。自動車に比べて対策が遅れていた固定発生源についても、対策の検討が進んでいます。

遺伝子組み替え生物の使用規制 (カルタヘナ議定書)

2000年1月に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択され、国内対応法として新たな法律(遺伝子組み替え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律)が、15年6月に公布されました。

法律では、遺伝子組み替え生物の利用を規制しており、特にいわゆる開放形利用(環境拡散を防止しない)は、主務大臣の事前承認が必要となります。

温暖化対策等

2001年のわが国の温暖化ガスの排出量は前年対比2.5

%減少しました。しかし京都議定書の基準年(90年)に比べると5.2%上回っています(京都議定書の日本の約束は6%減ですから、現状からは、10%以上の削減ということになります)。二酸化炭素(温暖化ガスの9割を占める)の排出量は、産業部門が減少しているのに対し、基準年対比で、オフィス等の業務部門が31%、家庭部門が19%、運輸部門が23%上昇し、今後の対策の難しさを伺わせています。

環境省と中央環境審議会は、8月に税という形の経済的措置を提案していますが、議論は続いています。また、京都議定書の発効は、ロシアの参加の遅れで外見的には足踏みをしているようにみえますが、12月にはイタリアで、COP9が開催され、議論が更に進むと考えられます。

なお、最近、海洋環境を巡る話題が目立ちます。ロンドンダンプ条約で船舶から投棄される廃棄物の基準を巡る国際的な動きや、大陸棚沿岸国の利用問題などが国内でも大きな話題になっています。

京都議定書の発効要件の現状

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

- ①55カ国以上の国が締結。
- ②締結した附属書I国の合計二酸化炭素の1990年排出量が、全附属書I国の合計の排出量55%以上。

2003年11月26日現在で、119カ国と欧州共同体が京都議定書を締結済み。また、締結した先進国の排出量の合計は44.2%。
②の条件を満たすためには、さらに約10.8%の先進国の締結が必要。

